

医業 経営 情報 報

REPORT

Available Information Report for
Medical Management

医業経営

診療の継続確保と医療従事者の
懸命な努力に応える

医療機関・医療従事者 支援策の概要

- 1 医療機関・医療従事者支援策の全体像
- 2 医療機関への資金繰り支援策
- 3 新型コロナウイルス感染拡大防止支援策
- 4 医療従事者に対する慰労金の支給

1 | 医療機関・医療従事者支援策の全体像

1 | 第二次補正予算で追加・増額された支援の概要

日本における新型コロナウイルス感染症は4月に新規患者数が一気に増加し、5月には減少しましたが、7月に入ってから再び新規患者数が増加している状況です。

こうした新型コロナウイルス感染症の増加を見据え、政府は医療提供体制整備等の緊急対策として、既に第一次補正予算で「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」1,490億円の国費を投入する予算を編成していましたが、新型コロナウイルス感染症の事態長期化・次なる流行の波に対応するため、第二次補正予算において事業内容及び予算の見直しを行い、本年6月12日に予算が成立しました。この補正予算の見直しで多くの医療機関が支援策を利用できるようになりました。

◆第一次補正予算による支援交付金の創設

第一次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の概要

●事業内容

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援するための交付金を創設する。

●予算額

公費 2,972 億円、うち国費 1,490 億円

●国と地方の負担割合

国 1 / 2、地方 1 / 2

●事業メニュー

- ・入院患者を受け入れる病床の確保、消毒等の支援
- ・入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備 等



◆第二次補正予算の内容

第二次補正予算による新規事業の追加と既存事業の増額

●事業の目的

新型コロナウイルス感染症の事態長期化・次なる流行の波に対応するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を抜本的に拡充し、新型コロナ対応を行う医療機関に対する支援と併せて、その他の医療機関に対する支援を実施することにより、都道府県における医療提供体制の更なる整備や感染拡大防止等を推進する。

●実施主体

都道府県（市区町村事業は間接補助）

●補助率

国 10/10

※二次補正予算成立後、本年4月に溯って適用

●新規事業の追加・・・11,788億円

- ・重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）の病床の確保
- ・重点医療機関等における超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支ファイバー等の設備整備
- ・患者と接する医療従事者等への慰労金の支給
- ・新型コロナウイルス感染症疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策
- ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等のための支援

●既存事業の増額・・・3,000億円

※このほか、一次補正の都道府県負担分（1,490億円）を二次補正において国費で措置

- ・入院患者を受け入れる病床の確保、医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
- ・入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
- ・軽症者の療養体制の確保、自宅療養者の情報通信によるフォローアップ
- ・帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易診療室等の設備整備
- ・重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
- ・DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
- ・医師等が感染した場合の代替医師等の確保
- ・新型コロナウイルス感染症対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
- ・外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
- ・帰国者・接触者相談センターなど都道府県等における相談窓口の設置
- ・患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
- ・都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備
- ・地方衛生研究所等におけるPCR検査機器等の整備

（出典）令和2年度厚生労働省補正予算案

2 | 医療機関・医療従事者に対する支援策

7月17日現在、厚生労働省から公表されている医療機関・医療従事者支援策は大きく分けて7つあります。

◆医療機関・医療従事者に対する支援策

● コロナ下での診療の継続を確保するための支援

① 福祉医療機構の優遇融資

経営状況の悪化等により事業継続に支障が生じている医療機関等に対する福祉医療機構の優遇融資については、今般の新型コロナウイルス感染症の対応として、融資対象・貸付限度額・無利子枠・償還期間（据置期間）について、特例措置を設けて実施

② 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

救急・周産期・小児医療機関において、新型コロナウイルス疑い患者が受診した場合に、外来診療や必要に応じて入院診療を行うことができるよう、新型コロナウイルス疑い患者の受入れのための院内感染防止対策を支援

③ 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止策や診療体制確保などに要する費用を補助

● 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れたときの支援

① 新型コロナウイルス感染症の重点医療機関の体制整備

重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設置する医療機関）において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制を確保するため、病床確保料を補助することにより、適切な医療提供体制を整備

② 診療報酬上の特例的な対応

重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応可能な診療体制の構築に向けて、患者の診療に係る実態等を踏まえ、特例的対応を行う

● 医療従事者への支援

① 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

医療機関等で働く医療従事者や職員に心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付する

② 必要物資の確保・配布・・・必要性や緊急性に応じて配布

マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋等の優先配布

※都道府県が選定した医療機関＋新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）により要請のあった医療機関

上記のうち、多くの医療機関が対象となる、コロナ下での診療の継続を確保するための支援と医療従事者への支援について次章以降で解説していきます。

2 | 医療機関への資金繰り支援策

1 | 福祉医療機関の優遇融資

福祉医療機関では、新型コロナウイルス感染症により事業停止等になった福祉関係施設・医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しています。今般、令和2年度第二次補正予算により、すべての施設・事業の貸付限度額を「従来の額」と「月次減収額の12倍のいずれか高い方」まで拡充されています。

さらに、新型コロナウイルス対応を行う医療機関又は都道府県医療計画に基づく政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関については、無担保貸付額・無利子貸付額を拡充しており、重点的な経営支援を行っています。

◆新規貸付の概要

融資条件					
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、福祉医療機関に相談				
償還期間(据置期間)	15年以内(5年以内) ※据置期間は元金の支払猶予期間				
貸付利率		①病院、 介護老人保健施設、 介護医療院	②診療所、助産所、 医療従事者養成施設、 指定訪問看護事業	③コロナ対応を行 う医療機関※1 (病院・診療所)	④政策医療を担う 医療機関※2 (病院・診療所)
	当初5年間の 無利子貸付の 範囲	1億円	4,000万円	①・②の金額と 「前年同月からの 減収額の2倍」の いずれか高い金額	①・②の金額と 「前年同月からの 減収額」のいづれ か高い金額
	上記以外の部分	0.2% (当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分)			
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 病院7.2億円、介護老人保健施設・介護医療院1億円、 診療所・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業4,000万円				
無担保貸付	病院3億円、介護老人保健施設・介護医療院1億円、 診療所・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業4,000万円 ・コロナ対応を行う医療機関(病院・診療所)の場合 上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 ・政策医療を担う医療機関(病院・診療所)の場合 上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額				

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置

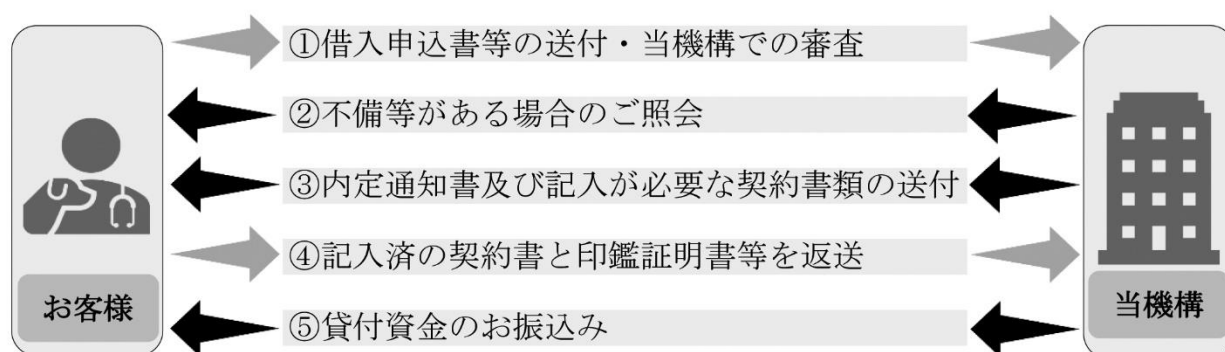
※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

(出典)独立行政法人福祉医療機構:医療貸付事業

◆保証人についての概要

- ①保証人は「保証人不要制度」又は「連帯保証人方式」を選択
- ②保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率を上乗せして支払うことで、連帯保証人を不要とする制度（参考：令和2年度に契約締結される場合、上乗せ利率は0.15%）
- ③連帯保証人方式は、法人の場合は代表者が保証参加となる
- ④保証人不要制度で金銭消費貸借契約を締結した場合、その後の連帯保証人による契約への変更はできない
- ⑤連帯保証人方式で金銭消費貸借契約を締結した場合、一定の条件に合致しない限り、その後の保証人不要制度による契約への変更はできない
- ⑥無利子貸付の対象となる場合であっても、保証人不要制度利用のための上乗せ利率分の利息は発生する

◆融資の流れ(無担保貸付の場合)



(出典)独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業

福祉医療機構の融資は、法人単位ではなく、施設単位での申し込みとなります。例えば、医療法人が診療所を2つ運営している場合、2施設×限度額4,000万円まで合計8,000万円までの申込が可能です。ただし、法人全体で返済可能な範囲の借入額であることが必要です。また、個人の診療所についても融資の対象となります。

融資を受けられる回数については、融資限度額の範囲内であれば複数回、融資を受けることができます。

2 | 融資の申請に必要な提出書類

融資の申請には申込書以外にも添付書類が必要となりますので、融資を検討している場合は余裕をもって早めに着手することをお勧めします。

◆融資の申請に必要な書類

●申請書類

①借入申込書（必要に応じて借入申込額算出用別紙も必要）

②借入申込別紙

●添付書類

①保険医療機関指定通知書（写）又は介護保険法に基づく指定通知書（写）

②法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合のみ必要）

③決算関係書類（写）

個人の場合…直近1期分の確定申告書一式（申告決算書、別表を含む）

法人の場合…直近1期分の決算報告書一式（貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳表等）及び直近1期分の確定申告書一式（別表を含む）

④ ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で最も減収した月の医業（事業）収益の額が確認できる合計残高試算表

イ アの前年同月の医業（事業）収益の額が確認できる合計残高試算表

※添付書類④は「月次減収額」を貸付限度額、無担保額、無利子額のいずれかに使用して借入申込額を決定した場合にのみ必要

⑤連帯保証人承諾書（連帯保証人方式で金銭消費貸借契約を締結した場合）

⑥不動産担保を提供する場合は以下の書類が必要

- ・担保物件の状況
- ・担保物件の登記簿謄本又は登記事項証明書
- ・固定資産課税明細書（写）又は固定資産課税評価証明書（写）
- ・第三者が所有する担保物件を担保提供する場合は抵当権設定承諾書（写）が必要

⑦診療報酬債権等を担保とする場合は以下の書類が必要

ア 支払基金・国保連合会から診療報酬等の振込金が確認できる書類

- ・12か月分の当座口座振込通知書（写）
- ・12か月の介護給付費等支払決定額通知書（写）

※新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前12か月の資料を提出

イ 支払基金・国保連合会に登録している振込口座指定の届出書（写）

ウ 当該預金通帳（写）

エ 別紙（診療報酬債権等を担保とする場合）

オ 念書（診療報酬債権等を担保とする場合）

長期にわたる受診抑制により患者数が減少し、収入が落ち込み資金繰りに支障がある医療機関は多く、福祉医療機構から融資を受けることは一つの手段であると考えられます。

3 | 新型コロナウイルス感染拡大防止支援策

1 | 救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

この事業は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的としています。

◆救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策の概要

●対象医療機関

新型コロナウイルス疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関

- ・救命救急センター、二次救急医療機関、周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等
- ・新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関として都道府県に登録が必要

●支援内容

①設備整備等の補助

- ・簡易陰圧装置、簡易ベッド、簡易診察室、HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、消毒経費等

②支援金の支給

感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、以下の額を上限として実費を補助する

病床数	上限額
99床以下	2,000万円
100床以上	3,000万円
100床ごとに	1,000万円を追加

※新型コロナウイルス患者の入院受入れ医療機関に対する上記の額への加算 1,000万円

②の補助の対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
 - ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）
- ※経費の例（清掃委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防具の購入等）

上記の申請受付及び給付開始日については都道府県によって異なるとされており、窓口も各都道府県となります。

2 | 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援

(1) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援の概要

この事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助することです。

◆医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援の概要

●対象医療機関

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※取組の例（例示であり、これに限られるものではない）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナウイルス疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

●補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×許可病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

●補助対象経費

- ・ 感染拡大防止対策に要する費用
 - ・ 院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）
- ※経費の例（例示であり、これに限られるものではない）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入 等

(2) 補助を受けるための流れ

補助金の申請・交付窓口は国民健康保険団体連合（以下、国保連）となりますが、一部の都道府県では国保連以外となる場合がありますので、詳しくは各都道府県のホームページ等で確認が必要です。

◆申請から補助金交付の流れ

①補助の対象機関であるか確認する

- ・保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外
- ・「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできない

②感染拡大を防ぐための取組を行い、補助の対象経費を計算する

- ・従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は対象外
- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となるので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて概算額で申請することも可能
- ・概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため領収書等の証拠書類を保管しておく。なお、実績報告において対象とされない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還することになる

③申請書等を作成

- ・申請書及び事業実施計画書を作成
- ・様式は厚生労働省ホームページ、各都道府県ホームページ等でダウンロードできる

④申請書等を原則としてオンラインにより提出

- ・③で作成した申請書及び事業実施計画書について、各都道府県の国保連に原則としてオンラインにより提出
- ・オンライン請求システム未導入の医療機関等は、原則として専用の「WEB申請受付システム」からの申請とし、ネット環境に対応していない場合は、電子媒体(CD等)により国保連に郵送

⑤都道府県が申請内容を確認後、補助金が交付

- ・都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の国保連から補助金が振り込まれる

⑥概算額で申請した場合、事後に実績報告を行う

- ・概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、又は実績報告の期限(令和3年4月中旬ごろ)が到来した際、都道府県に対して、所定の様式により実績報告を行う
- ・実績報告時に支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算を行う

※実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となる

一部の都道府県では、実績報告の期限が別に定められる場合がある

4 | 医療従事者に対する慰労金の支給

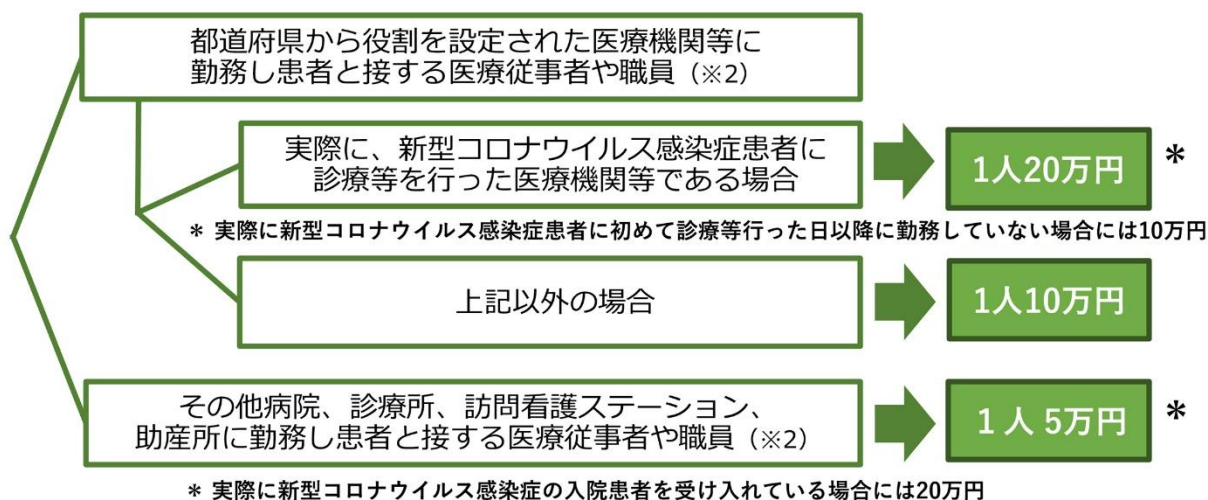
1 | 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付の概要

この事業の目的は、医療機関等で働く医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対して慰労金を給付することです。

慰労金は新型コロナウイルスに実際に対応した職員でなくても給付されることから幅広く給付を受けることができます。

医療機関の役割の設定は、都道府県その他、保健所設置市や特別区が行っている場合があります、給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変えることはできません。

◆給付対象・給付金額



※2 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。

※2 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

※2 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

（出典）厚生労働省：「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」のご案内

2 | 慰労金を受給するための流れ

以下は標準的な流れになり、都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等で確認して下さい。

◆慰労金受給の流れ

①医療機関等の慰労金の基本的な金額を確認

- ・医療機関等の慰労金の基本的な金額が、1人20万円、10万円、5万円のいずれであるかを確認

※「都道府県から役割を設定された医療機関等」とは、重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関、帰国者・接触者外来を設置する医療機関、地域外来・検査センター、宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等をいう

②慰労金の対象となる医療従事者や職員を特定し、慰労金の代理申請・受領の委任状を収集

- ・患者に接する医療従事者や職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集める。委任状は医療機関等で保管する
- ・派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している者の一覧を提出してもらうなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集める。委任状は医療機関等で保管する

③申請書を作成

- ・申請時に必要な書類は、申請書、給付対象者一覧等となる
- ・申請書は厚生労働省ホームページ、各都道府県ホームページ等においてダウンロードができる

④申請書を原則としてオンラインにより提出

- ・③で作成した申請書等について、各都道府県の国保連に原則オンラインにより提出

⑤都道府県が申請内容を確認後、慰労金が交付

- ・都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の国保連から慰労金が振り込まれる

⑥対象となる医療従事者や職員に慰労金を給付

※慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないように注意

※派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、医療機関等と派遣会社・受託会社の調整により、医療機関等からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでもよい

⑦慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、実績報告を行う

- ・支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算を行う

厚生労働省から慰労金申請マニュアルが公表されていますので事前確認をお勧めします。

3 | 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に関する Q&A

厚生労働省では、医療機関等に向けて新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に関するQ&Aを公表しています。慰労金は医療機関の収入になりませんが、職員の収入に関することですので早めに内容を確認し、申請することが求められます。

◆新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に関するQ&A(一部抜粋)

Q1	「医療従事者や職員」には、医療専門職以外の事務職なども含まれるのでしょうか？
A1	資格や職種による限定はなく、事務職なども対象となります。
Q2	業務委託受託者の従事者は、どのような場合に対象となりますか？
A2	患者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によってご判断ください。 なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくこととなります。
Q3	「10日以上勤務」の要件について、1日の数え方はどうなりますか？
A3	1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。 なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。
Q4	慰労金は、医療機関等が手当として支給することになりますか？
A4	慰労金は、事業主が労働者への賃金、給料、手当等として支払うものではありません。 また、慰労金は非課税所得となるため、源泉徴収しないよう注意してください。
Q5	医療機関等で申請をとりまとめずに、職員個人に申請させることはできますか？
A5	患者に接する等の要件を確認する必要があるため、医療機関等での申請とりまとめにご協力をお願いします。
Q6	医療機関等をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいのでしょうか？
A6	原則として、勤務していた医療機関等を通じて申請してください。勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合は、勤務していた医療機関等の勤務証明など必要な書類を揃えた上で個人申請していただくこととなります。

(出典) 厚生労働省：「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」のご案内

■参考資料

令和2年度厚生労働省補正予算案

厚生労働省：新型コロナ疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」のご案内

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」のご案内

独立行政法人福祉医療機構：医療貸付事業

医業経営情報レポート

診療の継続確保と医療従事者の懸命な努力に応える 医療機関・医療従事者支援策の概要

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。